

日本内分泌外科学会・日本甲状腺外科学会著作物の利用許諾に関する規約

（目 的）

第1条 本規約は、日本内分泌外科学会および日本甲状腺外科学会（以下「両学会と略す」）に著作権が帰属する著作物について、著作権法第 32 条第 1 項に定める引用の範囲を超える利用に対する許諾に関する取り扱いの基本事項を定める。

（著作物）

第2条 本規約において「著作物」には、以下のものが含まれる。

- (1) 両学会の機関誌に掲載された著作物
- (2) その他、両学会が学会名で発表した著作物

（申 請）

第3条 著作物に掲載された本文又は図表（以下、まとめて「図表等」という）の利用を希望する者は、両学会が別に定める書式を用い利用を申請し、両学会の利用許諾を得なければならない。なお、著作物の著作者自身が当該著作物を利用する場合は、両学会の許諾を必要としない。ただし、著作物の著作者自身が利用する場合であっても、営利を目的とするときは、両学会の利用許諾を得なければならない。

- 2 複数の媒体への利用は、媒体ごとに利用許諾を得なければならない。
- 3 代理人による利用許諾の申請は認める。
- 4 著作物の使用が非営利の場合、クリエイティブ・コモンズ ライセンス・バージョン 4.0 を適用する(CC BY-NC)。

（許 諾）

第4条 前条の申請があった場合、該当委員会および日本内分泌外科・甲状腺外科学会雑誌編集委員会が許諾の可否を決議し、両学会の理事長は当該決議に従い利用を許諾、または、許諾しないものとする。

- 2 両学会の理事長は、前項により利用許諾した場合には、両学会の理事会に報告する。

（利用料金）

第5条 本学会は、企業の営利活動やその他の営利を目的とする図表等の利用については、申請者から所定の利用料金を徴収するものとする。

- 2 利用料金は、原則として次のとおり定め、これに利用点数、制作数（書籍、雑誌、パンフレット等への利用の場合は発行部数を、ウェブサイトへの利用の場合は閲覧者数）を乗じて計算する。

(1) 製薬企業等の印刷物・ウェブサイト等への利用 図表等 1 点または引用文章 100 字までにつき 100 円(税別)

(2) 出版社等の印刷物・ウェブサイト等への利用 図表等 1 点または引用文章 100 字までにつき 20 円(税別)

(利用条件)

第6条 申請者は、利用先著作物の引用文献欄に、利用元著作物名、頁数、発行年を明記した上で、図表等説明文に著作物名、発行年を記載するものとする。ただし、引用文献欄がない場合は、図表等の説明文に著作物名、頁数、発行年を記載するものとする。

2 申請者が、利用許可対象の図表等を一部改変して掲載しようとする場合は、事前に両学会に改変内容を明示して、申請しなければならない。両学会がこれを許可した場合は、申請者は、図表等の利用に際し、改変した内容について説明文を加えるものとする。

(変 更)

第7条 この規程は、両学会の理事会の決議を経て変更できるものとする。

附 則 この規則は、平成 29 年 11 月 30 日から施行する。

規約改正履歴

令和 8 年 6 月 3 日